平成２２年（フ）第４０号
鹿児島県姶良市永池町６番地18　フレグランス清佐Ｂ201号、申立時の住所鹿児島県姶良郡姶良町永池町６番地18　フレグランス清佐Ｂ201号
債務者　野田まゆみ
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第２１号
福島県田村市船引町船引字馬場44番地１　箭内コーポ201号
債務者　秋元　　允
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第５３号
福島県郡山市喜久田町字寺久保24番地の130
債務者　小野寺幸子
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第６９号
福島県須賀川市北横田字石の花186番地
債務者　関根　　明
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第７０号
福島県郡山市大槻町字針生向２番地の１　ＣＡ－ＳＡ七海Ⅲ－Ａ号
債務者　渡邉多美次
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第１１号
神戸市西区井吹台西町１丁目３―209
債務者　椎名　勝弘
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第３３号
兵庫県明石市西明石町４丁目３―24―106、旧住所兵庫県尼崎市東園田町５丁目137―702
債務者　柳　　英行
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第６３号
神戸市西区秋葉台１丁目19―１、旧住所神戸市西区樫野台２丁目２―７
債務者　南　　哲也
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第７９号
兵庫県明石市松江119―１
債務者　永井まゆみ
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第８１号
神戸市西区大津和１丁目４―11―10Ｄ―１
債務者　深田　　明
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第８２号
兵庫県明石市松の内１丁目９－６西明石ヤングパレスⅢ―101
債務者　吉川　秀行
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第８７号
兵庫県明石市二見町西二見1238―１―103
債務者　渡川　英樹
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第９２号
神戸市西区竹の台３丁目11―１
債務者　大森　尚隆
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第９５号
兵庫県明石市朝霧北町3777―16―537、旧住所神戸市東灘区森南町３丁目１―13―703
債務者　竹本　純人
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第１０６号
兵庫県明石市大明石町２丁目４―17―203、旧住所兵庫県明石市西新町３丁目２―１―205
債務者　鷲野美佳子
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第２０号
兵庫県淡路市志筑2840番地25　光清ファーストビル４―Ｃ、前住所兵庫県南あわじ市阿那賀1609番地
債務者　中尾　公一
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２２年（フ）第２５号
兵庫県淡路市舟木436番地２　小倉団地102、前住所兵庫県淡路市富島367番地14
債務者　臼井　末美
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係